

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」

英語での行政手続き (定款認証・商業登記) 提案説明資料

令和6年（2024年）3月22日
北海道・札幌市

現状と課題

1. 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、定款を作成しての法務局による認証、会社法及び商業登記法に基づく登記申請等が必要であるが、こうした申請等については、実態として日本語で行うことが必要となっている
2. 日本語での記入については、記入ガイドやAIツール・翻訳機能等の利用も考えられるが、日本語ができない手続き者等が自ら読み書きすることができず、結局は自ら真正性を確認することが出来ず行政書士等への委託に頼らざるを得ないのが実情
3. その際、自らが読み書き出来ない外国語の記載の真正性を担保するため、一定の信頼性を有する書士等を選定することが必要で相当の手間や費用が発生するほか、内容面についての自らの理解も十分広がらない
(※) 開業手続きに限らないものの、「金融創業支援ネットワーク」モデル事業の補助上限額は2,000万円
4. 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている
⇒ 株式会社全体で平均約3週間を要すると言われており、外国人であればさらに長い期間を要する見込み

提案内容及び必要な規制改革等

■ 株式会社の定款本書の英語提出の許容(定款認証)

⇒法文は必ずしも明らかでないが、運用により明確化を図ることが出来るのではないか（特区又は全国措置における対応）

■ 株式会社設立登記申請書（会社法911条）、外国会社に関する登記申請書（会社法933条）の英語様式を作成し、添付書類の英語提出も認める（商業登記）

⇒特区における運用又は規則特例等の対応（特区又は全国措置における対応）

■ 実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める

⇒自治体等による英語ガイドの充実等（特区又は全国措置における対応）

参考

【根拠法令等】

■ 定款認証

会社法第26条、第27条、公証人法第1条、第27条、日本公証人連合会ホームページ

■ 商業登記

会社法911条、933条、商業登記法第17条、商業登記規則第1条

【規制・制度改革の内容】

申請等を英語で行うことができるよう英語様式等を整備し、事務上も英語での入力への対応を可能とする

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続きにおいて、**日本語での書類の記載・申請が不要**となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- 特に、事業者自身が確認を行うこと出来、内容やその真正性の理解が進むほか、**行政書士等への委託についても、手間や費用が軽減できる可能性**もある。
- こうした結果、「**国際金融都市**」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・産業の活性化に寄与することが考えられる。
- 英語は、**申請側・受理側双方にとって比較的判別が容易**で他の外国語とは異なる性質。英語に限って例外とすることが考えられる。

参考

- 本件のほか、雇用保険、労働保険、健康保険、厚生年金保険（以上厚生労働省関係）、上陸申請や在留資格認定証明書の申請手続き（以上入管庁関係）についても、英語で手続きを実施することが出来るよう、規制改革を提案しているところ
- ※ いずれも、様式・見本・記入言語のそれぞれに英語を導入し、日本語併記の場合には、英語も正本として認めることが出来るよう、要望している。
- 幅広い様式の英語化が実現することで、利便性が相乗的に改善することが期待される